

第二十七号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月二十日

提出者 江戸川区長 多田正見

## 江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一号中「保健事業に要する費用の額」の下に「、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付を除く。）の納付に要する費用の額の二分の一に相当する額」を加え、同条第二号中「第七十二条の四」を「第七十二条の五」に、「その他」を「、法第八十一条の二第一項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の六・三〇」を「百分の六・四五」に、「百分の五十六」を「百分の五十五」に改め、同条第二号中「三万二千四百円」を「三万三千九百円」に、「百分の四十四」を「百分の四十五」に改める。

第十五条の八中「五十一万円」を「五十二万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・一七」を「百分の一・九八」に、「百分の五十六」を「百分の五十五」に改め、同条第二号中「百分の四十四」を「百分の四十五」に改める。

第十五条の十六中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・七一」を「百分の一・四九」に、「百分の五十」を「百分の四十九」に改め、同条第二号中「一万五千三百円」を「一万四千七百円」に、「百分の五十」を「百分の五十一」に改める。

第十六条の五中「十四万円」を「十六万円」に改める。

第十九条の二中「五十一万円」を「五十二万円」に、「十六万円」を「十七万円」に、「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第一号イ中「二万二千六百八十円」を「二万三千七百三十円」に改め、同号八中「一万七百元」を「一万二百九十円」に改め、同条第二号中「二十四万五千円」を「二十六万円」に改め、同号イ中「一万六千二百円」を「一万六千九百五十円」に改め、同号八中「七千六百五十円」を「七千三百五十円」に改め、同条第三号中「四十五万円」を「四十七万円」に改め、同号イ中「六千四百八十円」を「六千七百八十円」に改め、同号八中「三千六十円」を「二千九百四十円」に改める。

付則第四条を削り、付則第五条を付則第四条とし、付則第六条を付則第五条とし、付則第七条を付則第六条とする。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の江戸川区国民健康保険条例第十四条の三、第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十六条の五及び第十九条の二の規定は、平成二十七年分の保険料から適用し、平成二十六年分までの保険料については、なお従前の例による。

(説明)

基礎賦課額の保険料率等を改めるとともに、低所得者に対する保険料均等割の軽減の対象を拡大し、軽減措置の対象となる所得基準額を引き上げるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。